

【第25条解説】 政務調査費は、地方自治法第100条第14項により、議員の調査研究に役立てるため、地方公共団体が会派又は議員に対し交付できると定められており、本市においても条例を定め交付されています。

第1項では、議員が政務調査費を有効に活用し、市政に関する調査研究を行うことを定めています。

第2項では、政務調査費が使途基準に従い適正に執行されることを確認し、市民に対して使途の説明責任があることを定めています。

本市議会では、政務調査費に関して、収支報告書、すべての支出にかかる領収書等の写しを公開し、使途の説明に努めています。

#### （議員研修の充実）

第26条 議会は、議員の資質及び政策立案能力の向上を目的に、各種の研修を積極的に実施しなければならない。

【第26条解説】 議会は、本市の抱える課題について、自ら解決策を考え、政策立案する能力を身につける必要があります。

そのために、議員にとって必要な研修を実施する義務があることを定めています。

## 第8章 最高規範性及び見直し手続

#### （最高規範性）

第27条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

【第27条解説】 本条例が、議会に関する他の条例等に対して優位性を有していることを明確にしています。

「議会基本条例」を、鈴鹿市議会における基本的事項を定めた“最高規範性”を有するものとして位置付け、議会に関する他の条例等の制定改廃は、「議会基本条例」との整合を図り、その趣旨に反するものとしてはならないと規定しています。

議会基本条例も条例形式を採っており、改廃に当たっては一般の条例改廃の手続と同様となりますが、議会基本条例が「最高規範性」を有することにかんがみ、その改廃に当たっては、慎重な議論を要します。

#### （見直し手続）

第28条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

【第28条解説】 本条例の検証について規定しています。また、検証の結果を受け、必要に応じて適切な措置を講じることを規定しています。

「議会基本条例」の規定内容に沿った議会運営と、市民意見や社会情勢等とを勘案し、条例施行後も議会の在り方について不断の検討を重ねることとし、必要に応じて所要の措置を講ずることを規定するものです。

#### 附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

#### 〈お詫びと訂正〉

平成24年2月20日発行の議会だより第169号につきまして、記事の中に誤りがありましたので、お詫びをして訂正いたします。

訂正箇所 7ページ 大窪 博議員の一般質問の記事中

正	誤
答弁1(2) 特別教室における空調設備等の導入は、今後校舎の改築や改修の機会に整備したいと考えている。	答弁1(2) 普通教室における扇風機の導入は、今後校舎の改築や改修の機会に整備したいと考えている。